

大仙市国土強靱化地域計画

「起きてはならない最悪の事態ごとの評価結果」及び「起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針」

(令和5年12月改定)

目標 1 「大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる」

最悪の事態 1-1 「大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」

【想定】耐震性の低い住宅・建物が倒壊する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①住宅の耐震化 ・災害時の安全確保のため、生活の拠点である住宅の耐震化を推進する必要がある。	①住宅の耐震化 ・住宅の倒壊による人的被害や火災等を防止し、災害に強いまちづくりを進めるため、住宅の耐震化促進に向けて、住民への普及啓発や耐震診断・耐震改修に関する支援を実施するとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。	建築住宅課
②住宅地の液状化対策 ・震災時発生する市街地・住宅地等の液状化現象による被害を局限するため、液状化対策を推進する必要がある。	②住宅地の液状化対策 ・液状化現象による住宅の倒壊等の被害を防止するため、開発行為の協議時、液状化対策について指導する。	都市管理課
③公共建築物の耐震化 ・公共建築物は、災害時における避難、救護、復旧対策等の災害対応拠点施設として想定される。災害時の機能確保のため、早急かつ確実な耐震化を推進する必要がある。	③公共建築物の耐震化 ・災害時の拠点機能を確保し災害に強いまちづくりを進めるため、耐震改修促進計画を策定するとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。	建築住宅課
④学校の耐震化 ・小中学校の耐震化は、平成23年度に完了し、体育館の天井、照明器具など非構造部材の落下防止対策は平成27年度に完了している。	④学校の耐震化 ・小中学校の耐震化は、平成23年度に完了し、体育館の天井、照明器具など非構造部材の落下防止対策について点検する。	教育総務課
⑤社会福祉施設等の耐震化 ・社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な者が多く利用することから、その耐震化を推進する必要がある。	⑤社会福祉施設等の耐震化 ・未耐震施設の状況や施設設置者等の改修計画等を踏まえつつ、補助事業等の活用により、耐震化を推進する。	社会福祉課
⑥都市基盤等の整備 ・建築物が密集する市街地等において、地震時の避難路確保や火災の延焼防止等を図るため、街路(都市計画道路)整備等の都市基盤整備を推進する必要がある。	⑥都市基盤等の整備 ・建築物が密集する市街地等において、地震時の避難路確保や火災の延焼防止等を図るため、街路(都市計画道路)整備等の都市基盤整備を推進する。	都市管理課

【想定】家具類の転倒により死傷者・負傷者が多発する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
⑦家具類の転倒・落下防止対策 ・家具の固定など家庭やオフィスにおける室内安全対策は、揺れから身を守るだけでなく、火災の発生や避難障害の発生防止にもつながり、より迅速な避難が可能となることから、普及啓発に取り組む必要がある。	⑦家具類の転倒・落下防止対策 ・家庭や事業所における室内の安全及び避難通路確保のため、家具、棚、デスクの固定などの普及啓発を図る。	総合防災課 広域消防
【想定】空き家の倒壊・火災により被害が拡大する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
⑧空き家対策 ・所有者等による適正な管理が行われていない空き家が増加し、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などが懸念されることから、適切かつ円滑な対応を推進する必要がある。	⑧空き家対策 ・所有者等による適正な管理が行われていない空き家の倒壊等による被害の拡大を防止するため、空き家調査を定期的・随時実施し、その所有者等に適正管理の助言・指導などを行っていくほか、危険空き家等解体補助金の活用により、解体に対する支援を実施する。	総合防災課
【想定】住宅火災の発生に気づかない、逃げ遅れる		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
⑨住宅用火災警報器の設置 ・住宅用火災警報器の設置は、火災の発生を早期に知らせることで、逃げ遅れによる死者の減少につながることから、未設置世帯への普及啓発にさらに取り組む必要がある。	⑨住宅用火災警報器の設置 ・火災時、逃げ遅れによる死者等の発生を防ぐため、行政機関等と連携し、住宅用火災警報器の設置に向けた普及啓発と消火器の設置を併せて促進する。	広域消防
【重要業績評価指標】 ■住宅の耐震化率 84.3% (平成30年) → 目標：86.3% (令和6年) ■公共特定既存耐震不適格建築物の耐震化率 99% (令和2年) → 目標：100% (令和6年) ■学校施設の耐震化率 100% (平成23年) ■都市計画道路の整備 44.2 km、未着手27.0 km、計画延長71.2 km 整備率：62% (令和2年) → 随時拡充 ■住宅用火災警報器の設置率 72% (令和2年) → 随時拡充 (※大曲仙北広域市町村圏組合消防本部、抽出調査より)		

最悪の事態 1-2 「集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水」

【想定】河川氾濫により、堤防などが損傷する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①河川改修等の治水対策 ・洪水を安全に流下させるための河道掘削等の治水対策を実施しており、過去に洪水被害のあった箇所から優先的に対策を推進する必要がある。	①河川改修等の治水対策 ・集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道掘削等の治水対策を実施するとともに、過去に洪水被害のあった箇所から優先的に対策を推進する。	道路河川課
②河川関連施設の老朽化対策 ・河川関連施設は、洪水被害から市民の生命、財産を守るものであり、国、県と連携して、老朽化対策を推進する必要がある。	②河川関連施設の老朽化対策 ・河川関連施設について、国、県と連携して、老朽化対策を推進する。	道路河川課
【想定】内水氾濫により家屋等が浸水する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
③田んぼダムの計画的な整備 ・住宅地、市街地等への流水を抑制するため、田んぼダムの整備を推進する必要がある。	③田んぼダムの計画的な整備 ・住宅地、市街地等への流水を抑制するため、田んぼダムの整備を計画的に推進する。	総合防災課 農林整備課
④排水施設の整備 ・農耕地及び市街地での内水氾濫を抑制するため、計画的な側溝等排水施設の整備を推進する必要がある。	④排水施設の整備 ・農耕地及び市街地での内水氾濫を抑制するため、計画的な側溝等排水施設の整備を推進する。 ・開発行為の協議において計画的な排水施設の整備を指導する。	都市管理課
⑤防災集団移転 ・河川増水時に浸水被害が想定されている区域において、対象世帯を安全な場所へ移転する必要がある。	⑤防災集団移転 ・浸水区域から、全ての世帯を安全な場所への移転を促進するため居住地を整備する。	道路河川課
【想定】浸水地域に要救助者が取り残される		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
⑥洪水ハザードマップ等の作成 ・想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指定等を踏まえ、新たな洪水ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難所等について周知する必要がある。	⑥洪水ハザードマップの作成 ・最新の河川洪水に関するデータ等を活用し、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指定等を踏まえ、新たな洪水ハザードマップを作成し、周知する。	総合防災課

る。		
⑦地区防災マップ・マイタイムラインの作成 ・各自主防災組織等ごと、地区防災マップ・マイタイムラインの作成支援を推進し、災害時の逃げ遅れゼロを目指す必要がある。	⑦地区防災マップ・マイタイムラインの作成 ・各自主防災組織等と連携し、地区防災マップ・マイタイムラインの作成支援を推進し、活用方法について指導する。	総合防災課
⑧避難指示等の判断基準等の策定(水害) ・国のガイドラインを踏まえ、高齢者等避難、避難指示の発令基準を含む、新たな「避難指示等の判断・伝達マニュアル(水害)」を策定している。	⑧避難指示等の判断基準等の策定(水害) ・高齢者等避難、避難指示の発令基準を含む、新たな「避難指示等の判断・伝達マニュアル(水害)」を随時更新していく。	総合防災課
⑨避難要領の検討 ・指定避難所が浸水し、避難行動が困難となる地域があるため、広域避難等新たな避難要領について検討する必要がある。	⑨避難要領の検討 ・指定避難所が浸水し、避難行動が困難となる地域があるため、大仙市内及び大仙市外への広域避難等新たな避難要領について検討する。	総合防災課
【重要業績評価指標】		
■洪水ハザードマップの策定 策定済み(令和3年)		
■避難指示等の判断・伝達マニュアル(水害)の策定 策定済み(随時更新)		
【推進する事業】		
■田んぼダムの整備 ■地区防災マップ・マイタイムラインの作成支援		
■防災集団移転		

最悪の事態 1-3 「大規模な土砂災害等による死傷者の発生」

【想定】土石流・崖崩れ等に巻き込まれる		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①土砂災害対策施設の整備 ・土石流や崖崩れから人命、財産を保全するため、県では土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等に災害防止施設の整備を推進している。	①土砂災害対策施設の整備 ・土石流や崖崩れから人命、財産を保全するため、引き続き県と連携し土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等に災害防止施設の整備を推進する。	道路河川課
②土砂災害警戒区域等の指定 ・土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所におけ	②土砂災害警戒区域等の指定 ・土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所におけ	総合防災課 道路河川課

る土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、避難警戒体制を整備、促進する必要がある。	る土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、避難警戒体制を整備、促進する。	
③土砂災害ハザードマップの作成・周知 ・土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難所等について周知する必要がある。	③土砂災害ハザードマップの作成・周知 ・土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難所等について周知する。	総合防災課 道路河川課
④避難指示等の判断基準等の策定(土砂災害) ・国のガイドラインを踏まえ、高齢者等避難、避難指示の発令基準を含む、新たな「避難指示等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)」を策定している。	④避難指示等の判断基準等の策定(土砂災害) ・高齢者等避難、避難指示の発令基準を含む、新たな「避難指示等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)」を随時更新する。	総合防災課
【重要業績評価指標】 ■土砂災害ハザードマップの策定 策定済み(令和3年) ■避難指示等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)の策定 策定済み(随時更新)		

最悪の事態1-4 「暴風雪及び豪雪による死傷者の発生」

【想定】道路が雪で通行不能になる		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①道路除雪等による冬期の交通確保 ・国、県、市の道路管理者が相互に連携し、それぞれの除雪計画を策定するなど、冬期の円滑な交通確保に取り組んでおり、今後も計画的に除雪機械の更新等を進め、除雪体制の強化を推進する必要がある。 ・雪崩予防柵、防雪柵及び融雪設備等の整備、更新等を推進する必要がある。	①道路除雪等による冬期の交通確保 ・除雪計画に基づき、冬期の円滑な交通確保に取り組むとともに、計画的に除雪機械の更新等を進め、除雪体制の強化を推進する。 ・雪崩予防柵、防雪柵及び融雪設備等の整備、更新等を推進する。	道路河川課
【想定】雪下ろしによる死傷者が多数発生する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
②雪下ろし事故防止対策 ・高齢者による雪下ろし、除排雪事故が多い。ヘルメットや	②雪下ろし事故防止対策 ・雪下ろし技能講習会を実施し、雪下ろし時の安全対策の普	総合防災課 広域消防

<p>命綱の未着装、はしご固定をしていない、一人作業等、安全対策が不十分なことによる事故が多い傾向にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全対策の徹底とともに、「作業はいつも危険と隣り合わせ」という自己意識を持たせる（持つ）ような取り組みの必要がある。 ・雪下ろしによる事故を未然に防止するため、「雪下ろし注意情報」の「防災ネットだいせん」による注意喚起や雪下ろし安全用具の貸出しを行っており、更なる雪下ろし作業の危険性の周知と安全用具の利用促進を図る必要がある。 	<p>及啓発を行うとともに、自主防災組織や一般参加者の増加を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「雪下ろし安全セット」の周知及び貸出を積極的に行うとともに、積雪量、天候状況を見計らい作業時の事故防止に万全を期すよう、広報車で巡回広報を行い、雪下ろし作業時の事故防止に万全を期す。 ・効果的な周知・啓発のため「防災ネットだいせん」への登録を推進する。 	
<p>③克雪化住宅の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅の克雪化は、消融雪工事後のランニングコストの負担等により普及が進んでいないが、積雪による倒壊や雪下ろし作業中の事故等の未然防止に効果があるため、取り組みを推進する必要がある。 	<p>③克雪化住宅の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積雪による家屋の倒壊や雪下ろし作業事故の未然防止のため、県及び市のリフォーム事業等による取り組みを推進し、克雪化住宅の普及促進を図る。 	<p>建築住宅課</p>
<p>【想定】暴風雪・積雪により家屋が倒壊・損傷する</p>		
<p>脆弱性の評価結果等</p>	<p>最悪の事態を回避するための推進方針</p>	<p>担当部局</p>
<p>④暴風雪・積雪被害予防に対する普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴風雪・積雪による被害に対する意識を向上させるため、注意喚起を行うとともに、事前防止等に関して防災講話、自主防災組織の活動を通じ普及啓発を実施する必要がある。 	<p>④暴風雪・積雪被害予防に対する普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴風雪・積雪による被害に対する意識を向上させるため、大仙市雪対策総合計画に基づく事業の周知と、防災講話、自主防災組織の活動等を通じ暴風雪・積雪被害予防に関する普及啓発を実施する。 	<p>総合防災課</p>
<p>再掲 1-4-③克雪化住宅の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅の克雪化は、消融雪工事後のランニングコストの負担等により普及が進んでいないが、積雪による倒壊や雪下ろし作業中の事故等の未然防止に効果があるため、取り組みを推進する必要がある。 	<p>再掲 1-4-③克雪化住宅の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積雪による家屋の倒壊や雪下ろし作業事故の未然防止のため、県及び市のリフォーム事業等による取り組みを推進し、克雪化住宅の普及促進を図る。 	<p>建築住宅課</p>
<p>【重要業績評価指標】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ■除雪計画の見直し 毎年実施（基本計画は5ヶ年、除雪機の計画台数など毎年見直しをしている部分有り） ■克雪化リフォーム実施件数 74件（令和元年）→目標：75件/年 		
<p>【推進する事業】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ■除雪機械整備事業 市所有除雪機械117台(令和5年10月末) ■除雪情報提供システム整備事業 		

最悪の事態 1-5 「情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」

【想定】関係機関の情報が途絶する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
<p>①関係行政機関等による情報共有体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、市、広域消防、警察、気象台など関係機関との情報共有体制が必要不可欠であり、被害の軽減や迅速な応急救助が図られるよう、今後も連絡体制を強化する必要がある。 ・政府共通ネットワークと接続している、地方公共団体のネットワークであるL G W A N接続回線を冗長化し、通信の継続性を確保する必要がある。 	<p>①関係行政機関等による情報共有体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市、消防、警察、気象台など関係機関との防災訓練等を通じ、情報収集、共有体制の強化を図る。 ・政府共通ネットワークと接続している、地方公共団体のネットワークであるL G W A N接続回線を冗長化を維持し、通信の継続性を確保する。 	<p>総合防災課 広報広聴課 広域消防</p>
<p>②県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県総合防災課(県災害対策本部)と市、広域消防、自衛隊、地域振興局等の防災機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」(平成27年度運用開始)により、情報伝達体制の強化を図ることとしている。 	<p>②県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県総合防災課(県災害対策本部)と防災関係機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」(平成27年4月運用開始)の確実な運用のため、県と連携した配信訓練等を定期的実施し、情報伝達体制の強化を図る。 	<p>総合防災課 広報広聴課 広域消防</p>
<p>③県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と市等は、一般電話回線や県総合防災情報システムによる基本的な情報伝達に加え、冗長化という観点から、Lアラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの発信機能、市等の関係機関との情報共有機能等を持つ「県情報集約配信システム」を、非常時における多様な情報伝達手段の一つとして積極的に活用し、情報伝達体制の強化を図ることとしている。 	<p>③県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Lアラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの発信機能、市等との情報共有機能を持つ「秋田県情報集約配信システム」の確実な運用のため、県と連携した配信訓練等を定期的実施し、情報伝達体制の強化を図る。 	<p>総合防災課</p>

【想定】被害現場の情報が届かない(把握できない)		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
④可搬型画像システム・ドローンによる災害情報の収集 ・消防の可搬型画像システム及びドローンによる災害対策本部室への映像送信により、迅速な情報収集及び関係機関との情報共有を図る必要がある。	④可搬型画像システム・ドローンによる災害情報の収集 ・消防の可搬型画像システム及びドローンによる災害対策本部室への映像送信により、迅速な情報収集及び関係機関との情報共有を図る。	広域消防
【想定】市民へ情報伝達ができない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
⑤緊急情報メール、SNS等による情報伝達手段の整備 ・市民への情報伝達手段として、登録制メール、エリアメール、防災ラジオ、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、ラインなど多様化を進めているが、今後も複数の伝達手段を整備するとともに、迅速かつ効果的な情報提供に努める必要がある。 ・定住、在留、一時的滞在外国人等への情報伝達は、「やさしい日本語表記」とする必要がある。	⑤緊急情報メール、SNS等による情報伝達手段の整備 ・住民への情報伝達手段として、登録制メール、エリアメール、防災ラジオ、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、ラインなど多様化を進めており、今後も複数の伝達手段を整備し、迅速かつ効果的な情報提供に努める。 ・情報伝達を確実にするため、IT情報へのアクセスが難しい高齢者等への情報提供に有効な防災ラジオの活用について周知啓発を図る。同時に受信環境の整備や、スマートフォンアプリの普及に努める。 ・定住、在留、一時的滞在外国人等への情報伝達は、「やさしい日本語表記」に努める。加えて多言語での発信の充実や、位置情報や映像等視覚的な情報の付加など、わかりやすい情報伝達に努める。	総合防災課 広報広聴課
⑥県災害情報発信システムによる情報伝達 ・県総合防災課が、災害時における河川水位状況や道路の通行規制等に関する情報を視覚的(GPSの位置情報や現場写真等)に発信するために整備した「秋田県災害情報発信システム」を活用する必要がある。	⑥県災害情報発信システムによる情報伝達 ・県総合防災課が、災害時における河川水位状況や道路の通行規制等に関する情報を視覚的(GPSの位置情報や現場写真等)に発信するために整備した「秋田県災害情報発信システム」を積極的に活用する。	総合防災課
⑦Jアラートによる情報伝達 ・国からの災害関連情報を迅速かつ確実に受信するため、「全国瞬時警報システム」(Jアラート)を導入しており、定期的な運用試験等により確実な受信体制を強化する必要がある。	⑦Jアラートによる情報伝達 ・「全国瞬時警報システム」(Jアラート)の確実な運用のため、国との定期的な運用試験等により確実な受信体制の強化を図る。	総合防災課

<p>⑧自主防災組織・社会福祉施設等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時、速やかに正確な避難情報等を伝達するため平素から自主防災組織・社会福祉施設等と連絡手段等の整備を推進する必要がある。 	<p>⑧自主防災組織・社会福祉施設等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時、速やかに正確な避難情報等を伝達するため平素から自主防災組織・社会福祉施設等と連絡手段等について計画的な整備を推進する。 	<p>総合防災課 社会福祉課</p>
<p>再掲1-2-⑦避難指示等の判断基準等の策定(水害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国のガイドラインを踏まえ、高齢者等避難、避難指示の発令基準を含む、新たな「避難指示等の判断・伝達マニュアル(水害)」を策定している。 	<p>再掲1-2-⑦避難指示等の判断基準等の策定(水害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難、避難指示の発令基準を含む、新たな「避難指示等の判断・伝達マニュアル(水害)」を随時更新する。 	<p>総合防災課</p>
<p>再掲1-3-④避難指示等の判断基準等の策定(土砂災害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国のガイドラインを踏まえ、高齢者等避難、避難指示の発令基準を含む、新たな「避難指示等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)」を策定している。 	<p>再掲1-3-④避難指示等の判断基準等の策定(土砂災害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難、避難指示の発令基準を含む、新たな「避難指示等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)」を随時更新する。 	
<p>【重要業績評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■LGWAN回線数(市役所庁舎) 2回線(平成29年) ■LGWAN回線数(広域消防) 0回線(平成2年) ■県総合防災情報システム操作訓練の定期実施 毎年実施 ■県情報集約配信システムの導入 整備済み ■登録制メール、エリアメール、防災ラジオ、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、ラインの導入 整備済み ■Jアラート自動起動装置整備 整備済み ■避難指示等の判断・伝達マニュアル(水害)の策定 策定済み ■避難指示等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)の策定 策定済み 		

最悪の事態1-6 「防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」

<p>【想定】避難の遅れにより死傷者が発生する</p>		
<p>脆弱性の評価結果等</p>	<p>最悪の事態を回避するための推進方針</p>	<p>担当部局</p>
<p>①自主防災活動の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自助、共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の活動をさらに働きかける必要がある。 	<p>①自主防災活動の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自助、共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の活動を働きかける。 	<p>総合防災課</p>

<p>②地域の防災・避難訓練の実施</p> <p>・地域防災力の強化を図るため、自主防災組織、水防管理団体、ボランティア団体、地域住民等と連携した訓練を実施するとともに、自主防災組織等は、各地域において避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設、運営等の訓練を促進する必要がある。</p>	<p>②地域の防災・避難訓練の実施</p> <p>・地域防災力の強化を図るため、市、自主防災組織、水防管理団体、ボランティア団体、地域住民等が連携した訓練を実施するとともに、自主防災組織等は、各地域において避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設、運営等の訓練を促進する。</p>	<p>総合防災課 広域消防</p>
<p>③防災講話等の充実</p> <p>・自発的な防災活動及び地域防災力の強化を図るため、今後も町内会や自主防災組織に市職員及び消防職員を派遣し、防災に関する普及啓発を図る必要がある。</p>	<p>③防災講話等の充実</p> <p>・自発的な防災活動及び地域防災力の強化を図るため、今後も町内会や自主防災組織に市職員及び消防職員を派遣し、防災に関する普及啓発を図る。</p>	<p>総合防災課 広域消防 生涯学習課</p>
<p>④学校における防災教育の充実</p> <p>・児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命、身体を守る行動ができるよう、学校における防災教育の充実を図る必要がある。</p>	<p>④学校における防災教育の充実</p> <p>・児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命、身体を守る行動ができるよう、「学校安全計画」及び「危機管理マニュアル」に基づいた防災教育の充実を図る。</p>	<p>教育指導課</p>
<p>⑤多様な団体が参画する防災訓練(総合防災訓練)の実施</p> <p>・災害発生時に迅速かつ冷静な行動ができるよう、市、防災関係機関及び市民等がとるべき行動を想定した実践的な防災訓練を、今後も継続して実施する必要がある。</p>	<p>⑤多様な団体が参画する防災訓練の実施</p> <p>・災害発生時に迅速かつ冷静な行動ができるよう、市、防災関係機関及び市民等がとるべき行動を想定した実践的な防災訓練を隔年で実施する。</p> <p>・地域住民も含めた広域避難の実働訓練についても検討する。</p>	<p>総合防災課 広域消防 生涯学習課</p>
<p>【重要業績評価指標】</p> <p>■防災講話等の実施回数（広域消防） 400回（令和元年）→維持</p> <p>■防災講話等の実施回数（総合防災課） 29回（令和元年）→維持</p> <p>■防災訓練等を実施する学校の割合 100%（令和元年）→維持</p>		

目標 2 大規模自然災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

最悪の事態 2-1 「被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止」

【想定】 備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①共同備蓄物資の計画的な整備 ・ 県と連携し、災害発生時に必要となる物資 19 品目を「共同備蓄品目」とし、災害発生時から 3 日分を整備する必要がある。また、賞費期限のある食料、飲料水等の計画的な更新を行う必要がある。	①共同備蓄物資の計画的な整備 ・ 県との「共同備蓄品目」の備蓄について、平成 30 年度に目標量を確保しており、今後は、賞味期限のある食料、飲料水等の計画的な更新を行う。	総合防災課
②民間事業者との物資調達協定の締結 ・ 災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努める必要がある。	②民間事業者との物資調達協定の締結 ・ 災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努める。	総合防災課
【想定】 救援物資が必要な時期・場所に届かない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
③自助による備蓄の促進 ・ 水、食料等の備蓄について、市民や自主防災組織等に対し、防災訓練・防災講話等の各種機会を通じ 3 日分の備蓄を推奨する必要がある。	③自助による備蓄の促進 ・ 水、食料等の備蓄について、市民や自主防災組織等に対し、防災講話等を通じ 3 日分の備蓄に向けた普及啓発を図る。	総合防災課
④避難所等への備蓄の促進 ・ 災害発生時の被災者への迅速、確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ避難所となる施設等への備蓄及び計画的な更新を推進する必要がある。	④避難所等への備蓄の促進 ・ 災害発生時の被災者への迅速、確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ避難所となる施設等への備蓄及び計画的な更新を推進する。	総合防災課
⑤物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 ・ 災害時の物資輸送及び保管、仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力を要請できる協定の締結に努める必要がある。	⑤物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 ・ 災害時の物資輸送及び保管、仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力を要請できる協定の締結に努める。	総合防災課
⑥物資の輸送・保管・仕分け、給水等に関するマニュアルの策定・運用 ・ 災害時における救援物資の調達・輸送・供給、給水に関わ	⑥物資の輸送・保管・仕分け、給水等に関するマニュアルの策定・運用 ・ 災害時における救援物資の調達・輸送・供給、給水に関わ	総合防災課 経営管理課

る業務は、災害の混乱期に多くの関係機関と緊密な連携が必要となることから、あらかじめ各関係機関の役割分担や業務の流れ、連絡調整に必要な共通様式等を整備しておく必要がある。

る業務について、あらかじめ各関係機関の役割分担や業務の流れ、連絡調整に必要な共通様式等を整備する。

【重要業績評価指標】

- 県との共同備蓄物資の目標達成 達成済み
- 災害時における物資の供給等に関する協定の締結
NPO法人1件、スーパー6件、石油・ガス3件、飲料1件→随時拡充
- 物資を備蓄している避難所数 75避難所→随時拡充
- 物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 1件→随時拡充

最悪の事態2-2 「多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生」

【想定】 孤立地区の被害状況を把握できない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①孤立する恐れのある地区の現状把握 ・災害による孤立想定地区、土砂災害や雪崩発生危険箇所など、災害危険箇所等を把握する必要がある。 ・ドローンを活用した情報収集を積極的に行う必要があるため、操作訓練を実施し、飛行の許可・承認者の育成が必要である	①孤立する恐れのある地区の現状把握 ・災害による孤立想定地区、土砂災害や雪崩発生危険箇所など、災害危険箇所等を把握する。 ・ハザードマップ、現地踏査等によるライフラインの現状確認を実施する。 ・ドローン操作訓練を継続的に実施する。	総合防災課 広域消防
②通信手段の確保 ・通信の途絶が想定される地区に、携帯電話の設備または衛星携帯電話等を配備する必要がある。	②通信手段の確保 ・通信の途絶が想定される地区に、携帯電話の設備または衛星携帯電話等の配備に努める。	総合防災課 財産活用課
【想定】 孤立状態が解消できない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
③道路施設の老朽化対策 ・道路施設の急速な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があり、適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について、整備を推進する必要がある。	③道路施設の老朽化対策 ・道路施設の急速な老朽化に伴い、補修が必要と判断される箇所について、整備を推進する。	道路河川課

④道路・橋梁の防災対策 ・橋梁の耐震補強や落石、土砂崩落等の道路法面对策など、計画的に推進する必要がある。	④道路・橋梁の防災対策 ・橋梁の耐震補強や落石、土砂崩落等の道路法面对策など、計画的に推進していく。	道路河川課
⑤発電機など電力の確保 ・孤立する恐れのある地区に、発電機の配備を推進する必要がある。	⑤発電機など電力の確保 ・孤立する恐れのある地区に、発電機の配備を推進する。	総合防災課
⑥緊急物資の備蓄 ・孤立する恐れのある地区に、飲料水、食料、燃料、医薬品等の物資の備蓄を推進する必要がある。	⑥緊急物資の備蓄 ・孤立する恐れのある地区に、飲料水、食料、暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を推進する。	総合防災課
再掲1-2-①河川改修等の治水対策 ・洪水を安全に流下させるための河道掘削等の治水対策を実施しており、過去に洪水被害のあった箇所から優先的に対策を推進する必要がある。	再掲1-2-①河川改修等の治水対策 ・集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道掘削等の治水対策を実施するとともに、過去に洪水被害のあった箇所から優先的に対策を推進する。	道路河川課
再掲1-3-①土砂災害対策施設の整備 ・土石流や崖崩れから人命、財産を保全するため、県において土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等に災害防止施設の整備を推進する必要がある。	再掲1-3-①土砂災害対策施設の整備 ・土石流や崖崩れから人命、財産を保全するため、県において土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等に災害防止施設の整備を推進するよう要請する。	道路河川課
【重要業績評価指標】 ■土砂災害対策施設の整備→随時拡充 ■自主防災組織と連携した備蓄品等の計画的な整備→随時拡充 広報誌、ハザードマップ、「子育てファミリーのための防災ハンドブック等で周知」		

最悪の事態2-3 「消防等の被災等による救助・救急活動の停滞」

【想定】消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①消防施設等の計画的な整備 ・老朽化する消防施設、消防車両及び装備の計画的な整備を進めていく必要がある。また、大規模災害発生時にも消防機能を維持するため、消防庁舎代替となる建物の指定等、対策	①消防施設等の計画的な整備 ・老朽化する消防施設、消防車両及び装備の計画的な整備を進める。また、大規模災害発生時にも消防機能を維持するため、消防庁舎の代替となる建物の指定等、対策を推進する。	広域消防

を推進する必要がある。		
【想定】 応急活動を行う人員が不足する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
②消防団への加入促進 ・減少傾向にある消防団員の確保のため、広報活動を行うとともに、加入促進を行う必要がある。また、消防団協力事業所の認定及び消防団応援の店の登録数拡充を継続して促進していく必要がある。	②消防団への加入促進 ・消防団員の確保のため、広報活動を行うとともに、更なる加入促進を図る。また、消防団協力事業所の認定及び消防団応援の店の登録数拡充を継続して促進する。	総合防災課
③消防団員の知識・技術力の向上 ・地域防災力の中核を担う消防団員の知識、技術の習得や資質向上を図るため、秋田県消防学校での消防団員を対象とした教育訓練の受講を推進する必要がある。	③消防団員の知識・技術力の向上 ・消防団員の知識、技術の習得や資質向上を図るため、秋田県消防学校での教育訓練受講を促進する。 ・消防団員に対し定期的、継続的に訓練等を実施する。	総合防災課 広域消防
④緊急消防援助隊の受援計画の見直し ・大規模災害発生時等、被災都道府県内の消防力では対応困難な場合に備え、「緊急消防援助隊」による全国の消防機関相互の応援体制が構築されている。 ・応援隊のスムーズな受け入れ態勢を構築するため、受援計画の見直しを図る必要がある。	④緊急消防援助隊の受援計画の見直し ・緊急消防援助隊による全国の消防機関相互の応援体制が構築されているため、車両更新計画に基づき車両を更新し出動に備えるとともに、応援隊のスムーズな受入体制を構築するため、受援計画の見直しを図る。	広域消防
【重要業績評価指標】		
■消防団員数の条例定数充足率 77.3% (令和5年) → 随時拡充		
■消防団協力事業所数 24事業所 (令和5年) → 随時拡充		
■消防団応援の店事業所数 48事業所 (令和5年) → 随時拡充		
■消防団員の消防学校教育訓練受講者数 3人 (令和5年)		

最悪の事態 2-4 「多数の帰宅困難者や観光客の避難者の発生に伴う避難の混乱」

【想定】 被災者が避難所の場所を把握(知らない)していない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①指定緊急避難場所、指定避難所の指定等 ・災害対策基本法の改正により、市町村に指定が義務づけら	①指定緊急避難場所、指定避難所の指定等 ・「指定緊急避難場所」と「指定避難所」は指定済みである	総合防災課 観光振興課

れた「指定緊急避難場所」と「指定避難所」については、指定済みである。 ・指定緊急避難場所、指定避難所の施設名称、位置等について、新たなハザードマップの作成、広報誌への掲載、ホームページなどを通じて、周知する必要がある。	が、指定緊急避難場所、指定避難所の施設名称、位置等について、新たなハザードマップの作成、広報誌への掲載、ホームページなどを通じて、周知していく。	
②福祉避難所の指定 ・一般的な避難所では生活に支障が想定される要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の指定を拡充する必要がある。	②福祉避難所の指定 ・要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の指定を拡充する。	総合防災課 社会福祉課
【想定】災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
③帰宅困難者支援に関する協定の締結 ・災害発生時に、交通の途絶等により発生する帰宅困難者の受け入れ場所を確保するため、民間事業者との協定を締結する必要がある。	③帰宅困難者支援に関する協定の締結 ・災害発生時に、交通の途絶等により発生する帰宅困難者の受け入れ場所を確保するため、民間事業者との協定締結に努める。	総合防災課
【想定】避難所等が被災して使用できない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
④学校、公民館等の防災機能の強化 ・太陽光発電設備や自家発電機の設置など、学校や公民館において最低限必要な避難所機能を整備する必要がある。 再掲 1-1-③公共建築物の耐震化 ・公共建築物は、災害時における避難、救護、復旧対策等の災害対応拠点施設として想定される。災害時の機能確保のため、早急かつ確実な耐震化を推進する必要がある。	④学校、公民館等の防災機能の強化 ・太陽光発電設備や自家発電機の設置など、学校や公民館、体育館等のスポーツ施設において最低限必要な避難所機能を整備する。 再掲 1-1-③公共建築物の耐震化 ・災害時の拠点機能を確保し災害に強いまちづくりを進めるため、耐震改修促進計画を策定するとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。	施設管理課 生涯学習課 スポーツ振興課
【想定】観光客等不特定多数の避難者が発生し、円滑な避難ができない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
⑤大規模イベント等における避難計画の作成 ・大規模イベントにおける避難要領を事前に作成・準備し、災害発生時は、関係機関と連携した避難誘導等を行う必要がある。	⑤大規模イベント等における避難計画の作成 ・大規模イベントにおける避難を円滑に行うため、関係機関、事業主体と協議の上、警戒・警備計画等、避難計画を事前に作成・準備し、共通認識を共有していく。 ・計画の作成には、イベント企画者との協議が必要である。	総合防災課 広域消防

【想定】避難所外の避難者を把握できない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
⑥避難所外の場所に滞在する被災者への支援 ・ライフラインが途絶した自宅のほか車中泊・テント泊など、指定避難所外の場所に滞在する被災者の発生し、把握が困難になることが予想されるため、対応策を検討する必要がある。	⑥避難所外の場所に滞在する被災者への支援 ・指定された避難所外の場所に滞在する被災者の把握について、消防団及び自主防災組織等と連携し把握に努める。また、エコノミークラス症候群の予防法等の情報提供を適宜行う。	総合防災課 社会福祉課
【重要業績評価指標】		
■指定緊急避難場所の指定数 118箇所（令和5年）→随時見直し		
■指定避難所の指定数 99箇所（令和5年）→随時見直し		
■福祉避難所の指定数 29箇所（令和5年）→随時見直し		
■避難所開設・運営マニュアルの策定 策定済み(令和2年一部修正)		

最悪の事態2-5 「医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺(停滞)」

【想定】医療施設が機能を喪失する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①市内の病院の業務継続体制の強化 ・災害時の優先業務や職員参集、執務環境の確保等を定めた「病院業務継続計画」の策定を、各医療機関に働きかけていく必要がある。	①市内の病院の業務継続体制の強化 ・災害時の優先業務や職員参集、執務環境の確保等を定めた「病院業務継続計画」の策定を支援する。	健康増進センター 市立大曲病院
【想定】医薬品等を確保できない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
②医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備 ・災害の初動期以降に必要な医薬品、医療機器の流通備蓄を行う必要がある。	②医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備 ・秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会の協力のもと、災害の初動期以降に必要な医薬品、医療機器の流通備蓄を行う。	健康増進センター 市立大曲病院
【想定】被災地での医療救護活動が滞る		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
③災害医療コーディネーター・DMAT(災害派遣医療チー	③災害医療コーディネーター・DMAT(災害派遣医療チー	健康増進セ

<p>ム)の配置</p> <p>・県と連携し、災害医療コーディネーター・DMAT(災害派遣医療チーム)の配置、活動、医療機関への協力などの調整業務を迅速に行うことにより、災害時の迅速な救命医療や避難所等における診療活動等を円滑に実施する必要がある。</p>	<p>ム)の配置</p> <p>・県と連携し、災害医療コーディネーター・DMAT(災害派遣医療チーム)の配置、活動、医療機関への協力などの災害時の適切な救命医療・診療活動等を円滑に実施するため、調整業務を計画的に整備する。</p>	<p>ンター 広域消防</p>
---	--	---------------------

最悪の事態 2-6 「被災地における疫病・感染症等の大規模発生」

【想定】避難所で疫病・感染症等が集団発生する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
<p>①平時からの感染症予防対策の強化</p> <p>・平時からの感染症の予防対策として、定期予防接種及び臨時予防接種を推進する必要があるほか、予防知識の普及、啓発に努めていく必要がある。</p>	<p>①平時からの感染症予防対策の強化</p> <p>・定期予防接種及び臨時予防接種を推進し、予防知識の普及啓発を図る。</p>	<p>健康増進センター</p>
<p>②感染症予防を考慮した避難所運営</p> <p>・不特定多数が参集する避難所において感染症が拡大する可能性があるため、国及び県のガイドライン等に基づき、感染を未然に防ぐ避難所の開設・運営を考慮する必要がある。</p>	<p>②感染症予防を考慮した避難所運営</p> <p>・不特定多数が参集する避難所において感染症が拡大する可能性があるため、国及び県のガイドライン等に基づき、感染を未然に防ぐ避難所の開設・運営要領の準備を推進する。</p>	<p>総合防災課 社会福祉課</p>
<p>③多様な避難要領の検討</p> <p>・感染症感染のリスクを軽減するため、自宅避難、縁故避難、車中避難等多様な避難要領を検討する必要がある。</p>	<p>③多様な避難要領の検討</p> <p>・感染症感染のリスクを軽減するため、自宅避難、縁故避難、車中避難等多様な避難要領の検討・普及を推進する。</p>	<p>総合防災課 社会福祉</p>
【想定】被災地での衛生環境が悪化する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
<p>④健康危機管理能力の向上</p> <p>・衛生水準の低下による感染症のまん延等を防止するため、保健所と連携し、衛生対策を推進する必要がある。</p>	<p>④健康危機管理能力の向上</p> <p>・衛生水準の低下による感染症のまん延等を防止するため、保健所と連携し、衛生、防疫体制の強化を図る。</p>	<p>健康増進センター</p>
<p>⑤衛生資材等の備蓄</p> <p>・被災地で伝染病等(感染症感染含む)を予防するため、消毒液、マスク、ガウン等の衛生資材を事前に準備(備蓄)しておく必要がある。</p>	<p>⑤衛生資材等の備蓄</p> <p>・伝染病等(感染症感染含む)を予防するため、消毒液、マスク、ガウン等の衛生資材を計画的な備蓄を推進する。</p> <p>・感染予防のために、パーテーション、ダンボールペ</p>	<p>総合防災課 健康増進センター</p>

・感染予防のための、避難所開設資材の計画的な取得・備蓄を推進する必要がある。	ツド等資材の計画的な備蓄を推進する。
--	--------------------

【重要業績評価指標】

- 麻しん、風しん混合ワクチン接種率
2期 94.4% 令和3年度
- 衛生資材等の備蓄の推進

目標 3 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 「行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下」

【想定】業務が継続できない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①市の業務継続体制の強化 ・災害時の課ごとの優先業務や職員参集、執務環境の確保等を定めた「大仙市業務継続計画(BCP)」を策定しているが、さらに職員に周知を図る必要がある。 ・大規模自然災害等発生時には、安否確認や罹災証明書等の災害応急対策や復旧対策に必要な業務が増大することが予想されるため、必要な住民情報等データのバックアップや、システム停止による業務の停滞を防止するための体制を強化していく必要がある。	①市の業務継続体制の強化 ・「大仙市業務継続計画(BCP)」を策定済みであるが、機構改革等を踏まえ、適宜見直しを図っていくとともに、さらなる職員への周知に努める。 ・安否確認や罹災証明書等の災害応急対策や復旧対策に必要な業務を安定的に稼働させるために、必要な住民情報等データのバックアップと機器の管理体制強化を徹底する。	総合防災課 各部局 DX推進課
【想定】市庁舎等が損壊する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
②市庁舎の耐震性の強化 ・大曲庁舎(支所含む)は耐震診断・補強工事済みであるが、大規模地震等の際には施設機能に障害が発生する恐れがある。	②市庁舎の耐震性の強化 ・本庁舎は耐震診断・補強工事済みであるが、定期的な点検と補修に努める。	財産活用課
③災害対策本部機能移転 ・大曲庁舎が被災した場合、災害対策本部機能等を各支所に移転できるよう予め計画する必要がある。併せて、災害対策本部の移転訓練を計画的に実施する必要がある。	③災害対策本部機能移転訓練 ・各支所において災害対策本部機能を発揮できるよう移転計画を作成するとともに、災害対策本部の移転訓練を計画的に実施する。	総務課、 総合防災課
④執務環境の整備 ・書棚等の倒壊による混乱や職員の受傷を防止するため、平素から執務室の整理、整とんを心掛け、書類等の落下防止や避難通路スペースの確保に努める必要がある。	④執務環境の整備 ・書棚等の倒壊による混乱や職員の受傷を防止するため、日頃から執務室の整理、整とんを心掛け、書類等の落下防止や避難通路スペースの確保を徹底する。	総務課 各部局
【想定】市庁舎等が停電する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
⑤停電時の電源の確保	⑤停電時の電源の確保	財産活用課

<p>・本庁舎には、商用電力が途絶した場合に備え自家発電装置や蓄電池の設置が必要である。</p>	<p>・本庁舎には、商用電力が途絶した場合に備え自家発電装置や蓄電池を設置する。</p>	
<p>⑥停電対応訓練 ・停電時においても電源を確保し、優先業務を継続できるよう、定期的な訓練を行う必要がある。</p>	<p>⑥停電対応訓練 ・停電時でも、非常時優先業務を継続できるよう、定期的な訓練を実施する。</p>	<p>財産活用課</p>
<p>【重要業績評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■BCP(業務継続計画)の策定 策定済み(平成28年)→随時見直し ■ポータブル発電機の備蓄数(備蓄品) 51個(令和元年)→随時拡充 ■ポータブル発電機の備蓄数(庁舎用) 4個(令和2年)→維持 		
<p>【推進する事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■災害対策本部移転訓練 		

目標 4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 「地域交通ネットワークが分断する事態」

【想定】道路網が寸断される		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
再掲 2-2-③道路施設の老朽化対策 ・道路施設の急速な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があり、適切な点検と併せて、補修が必要と判	再掲 2-2-③道路施設の老朽化対策 ・道路施設の急速な老朽化に伴い、補修が必要と判断される箇所について、整備を推進する。	道路河川課
【想定】鉄道施設の機能が停止する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①鉄道施設・設備の強化 【東日本旅客鉄道(株)秋田支社】 ・東日本旅客鉄道(株)秋田支社では、災害による被害が予想される橋梁、盛土、トンネル等の定期的な検査を行い、必要に応じて補強、取り替え等の対策を実施することとしている。また、平時から、災害時を想定した警戒体制の確立、非常参集等の防災訓練の実施、災害時に必要な資機材の整備等に努めている。	①鉄道施設・設備の強化 【東日本旅客鉄道(株)秋田支社】 ・引き続き、鉄道施設等の定期的な検査を行うほか、必要に応じて補強、取り替え等の対策を実施する。 ・引き続き、平時から、災害時を想定した警戒体制の確立、非常参集等の防災訓練の実施、災害時に必要な資機材の整備等に努める。	総合防災課
【重要業績評価指標】 ■橋梁長寿命化修繕計画 1, 348橋の内、判定区分Ⅲ・Ⅳ 125橋 9% (令和元年) →目標：判定区分Ⅲ・Ⅳ 75橋 6% (令和6年)		
【推進する事業】 ■橋梁修繕：姫神橋、大曲こ線橋、合貝跨線橋、笹台橋、半仙歩道橋、愛宕下跨線橋、刈和野こ線橋、馬場橋、横町橋 ■トンネル修繕：遅沢トンネル		

最悪の事態 4-2 「電気、石油、ガス等の供給機能の停止」

【想定】大規模かつ長期にわたり停電する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①電力施設・設備の強化【東北電力（株）秋田発電技術センター、東北電力ネットワーク（株）大曲電力センター】 ・東北電力（株）秋田発電技術センター、東北電力ネットワーク（株）大曲電力センターでは、水害、風害、雪害、地震等の各自然災害による停電を防止するため、発電設備に関する技術基準等に適合した設備設計とすることに加え、定期的な巡視、点検など保守業務にも万全を期すこととしている。	①電力施設・設備の強化【東北電力（株）秋田発電技術センター、東北電力ネットワーク（株）大曲電力センター】 ・引き続き、自然災害で得た知見等を設備構築に反映させるなど、常に災害に強い設備づくりに取り組んでいくとともに、災害発生時における復旧要員や復旧資材等の確保、災害対策訓練の更なる充実に努める。	総合防災課
【想定】石油類燃料が確保できない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
②石油類燃料の確保【秋田県石油商業協同組合大曲仙北支部との協定】 ・本市では、秋田県石油商業協同組合大曲仙北支部と「災害時燃料等応援協定」を締結しており、災害時の救援活動や災害復旧業務等に必要な石油類燃料の供給を要請することとしている。	②石油類燃料の確保【（秋田県石油商業協同組合大曲仙北支部との協定） ・災害を想定した緊急要請発出訓練の実施等により、協力体制の強化を図る。	総合防災課
【想定】長期にわたりLPガスの供給機能が停止する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
③LPガス供給施設・設備の強化【社団法人秋田県LPガス協会大曲仙北支部との協定】 ・本市では、秋田県LPガス協会大曲仙北支部と「災害時LPガス等応援協定」を締結しており、災害応急対策業務等に必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の供給を要請することとしている。	③LPガス供給施設・設備の強化【社団法人秋田県LPガス協会大曲仙北支部との協定】 ・引き続き、ガス供給設備の強靱化を推進するとともに、24時間365日の緊急出動体制を整える。	総合防災課

最悪の事態 4-3 「上水道等の長期間にわたる機能停止」

【想定】上水道等の機能が停止する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①水道施設の耐震化 ・大地震発生時における最低限必要な水道機能確保のため、施設の耐震化をさらに推進する必要がある。	①水道施設の耐震化 ・施設の耐震診断を実施するとともに、基幹管路の耐震化を計画的に推進する。	水道課
②水道施設の老朽化対策 ・アセットマネジメントにより、施設の老朽化対策を推進する必要がある。	②水道施設の老朽化対策 ・アセットマネジメントにより、施設の老朽化対策を推進する。	水道課
③水道における業務継続体制の強化 ・水道BCP(業務継続計画)は策定しているが、職員への周知を図る必要がある。	③水道における業務継続体制の強化 ・策定済みの水道BCP(業務継続計画)の、職員への周知に努める。	水道課
【重要業績評価指標】 ■上水道給水区域内基幹管路耐震化率 39.7% (令和4年) → 随時拡充 ■水道BCP(業務継続計画)の策定 策定済み(令和5年)		
【推進する事業】 ■神宮寺地区簡易水道事業 ■簡易水道事業施設機器等更新計画 ■刈和野地区簡易水道事業 ■玉川浄水場更新事業 ■老朽管更新事業 ■統合型管路台帳システム構築事業		

最悪の事態 4-4 「汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止」

【想定】下水道機能が停止する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①下水道施設の耐震化 ・大地震発生時における最低限必要な下水道機能確保のため、施設の耐震化をさらに推進する必要がある。	①下水道施設の耐震化 ・施設の耐震化を、さらに推進する。	下水道課
②下水道施設の老朽化対策 ・下水道施設は老朽化が進んでいるため、ストックマネジメ	②下水道施設の老朽化対策 ・ストックマネジメント計画を策定し、計画的に施設の老朽	下水道課

ント計画を策定し、計画的に老朽化対策を推進する必要がある。	化対策を推進する。	
③下水道における業務継続体制の強化 ・下水道BCP(業務継続計画)は策定済みであり、今後、計画の実効性をさらに向上させる必要がある。	③下水道における業務継続体制の強化 ・下水道BCP(業務継続計画)は策定済みであり、今後、計画の実効性をさらに向上させる。	下水道課
【想定】農業集落排水施設の機能が停止する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
④農業集落排水施設の老朽化対策 ・農業集落排水施設は老朽化が進行しているものの、機能診断を実施していない地区もあり、診断及び老朽化対策の計画的な実施を推進する必要がある。	④農業集落排水施設の老朽化対策 ・老朽化が進行しているものの、機能診断を実施していない地区もあり、診断及び老朽化対策の計画的な実施を推進する。	下水道課
【想定】浄化槽の機能が停止する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
⑤合併処理浄化槽の促進 ・老朽化した単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽への転換について、補助金制度を活用しながら促進する必要がある。	⑤合併処理浄化槽の促進 ・老朽化した単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽への転換について、補助金制度を活用しながら引き続き促進する。	生活環境課
【想定】し尿処理施設等の機能が停止する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
⑥し尿処理施設の老朽化対策【大曲仙北広域市町村圏組合】 ・し尿処理施設は老朽化が著しく進んでいるため、計画的に施設の更新を図る必要がある。	⑥し尿処理施設の老朽化対策【大曲仙北広域市町村圏組合】 ・大曲仙北広域市町村圏組合地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、新たなし尿処理施設となる汚泥再生センターの整備を実施する。	大曲仙北広域市町村圏組合 生活環境課
⑦し尿処理等の協力体制の確認 ・災害が発生した場合、秋田県環境事業協同組合県南支部大仙美郷業者会と締結した協定に基づき、し尿及び浄化槽汚泥の処理が円滑に行われるよう、日頃から緊急時における連絡体制や業務遂行手順等を確認しておく必要がある。	⑦し尿処理等の協力体制の訓練 ・災害時に速やかな連携活動が展開できるよう協定を結んでいる関係機関と協力し、定期的な実践的な防災訓練を実施する。	
【重要業績評価指標】		
■重要な幹線等の耐震化率(下水道) 管渠 59.2%(平成元年)		
■下水道BCP(業務継続計画)の策定 策定済み(平成27年)		
■地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率(農業集落排水) 55.1%(令和元年)		
【推進する事業】		

- 公共下水道事業(ストックマネジメント、農集排公共接続) ■農業集落排水事業(機能強化) ■浄化槽設置整備事業
 ■し尿処理場施設修繕事業 ■し尿処理場施設整備事業

最悪の事態 4-5 「信号機の全面停止による重大交通事故の多発」

【想定】信号機が全面停止する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①停電時の信号機滅灯対策【秋田県警察本部】 ・災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電源付加装置の整備など、停電時の信号機滅灯対策を推進する必要がある。 ・大仙警察署では可搬型発動発電機を保有しており、停電時には信号機にケーブルを接続して電源供給を行うこととしている。	①停電時の信号機滅灯対策【秋田県警察本部】 ・災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電源付加装置の整備など、停電時の信号機滅灯対策を推進している。 ・大仙警察署では可搬型発動発電機を保有しており、停電時には信号機にケーブルを接続して電源供給を計画している。	総合防災課
【重要業績評価指標】 ■自動起動型信号機電源付加装置の整備促進 ■電池式信号機電源付加装置の整備促進		

最悪の事態 4-6 「電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止」

【想定】長期にわたり電話、携帯電話の情報伝達機能が停止する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①電話施設・設備の強化【東日本電信電話(株)秋田支店】 ・東日本電信電話(株)秋田支店では、地震、火災、風水害等に強い設備づくり、通信伝送路の複数ルート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機器を配備し、災害等の不測の事態に備えている。また、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる災害時用公衆電話(特設公	①電話施設・設備の強化【東日本電信電話(株)秋田支店】 ・引き続き、災害等に強い設備づくり、通信伝送路の複数ルート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機器を配備し、通信の途絶を防止する。また、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる災害時用公衆電話(特設公衆電話)の事前配備を本市と連携して推進する。	総合防災課

<p>衆電話)の事前配備を本市と連携して推進している。</p>		
<p>②携帯電話設備等の信頼性向上【(株)ドコモCS東北秋田支店】 ・(株)ドコモCS東北秋田支店では、近年の激甚化する気象災害へ対応するため、広域・長時間停電への備え強化、重要通信の確保・信頼性向上、通信サービスの早期復旧、被災地支援強化等の取組みを行っている。</p>	<p>②携帯電話設備等の信頼性向上【(株)ドコモCS東北秋田支店】 ・(株)ドコモCS東北秋田支店では、近年の激甚化する災害に対応するため広域・長時間停電への備え強化、重要通信の確保・信頼性向上、通信サービスの早期復旧、被災地支援強化等の取組みを継続していく。</p>	<p>総合防災課</p>
<p>【重要業績評価指標】 ■指定避難所等への災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置数 130施設、228回線(平成30年)→随時見直し</p>		

目標 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1 「企業・大規模商業施設の損壊、火災、爆発等」

【想定】市内企業の施設等の損壊、火災、爆発等		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①市内企業における業務継続体制の強化 ・市内誘致企業のBCP(業務継続計画)の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発を図る必要がある。 ・各企業ごと消防計画に基づいた訓練等行う必要がある。	①市内企業における業務継続体制の強化 ・市内誘致企業のBCP(業務継続計画)の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発を図る。 ・各企業ごとの防災訓練等の普及啓発を図る。	企業立地推進課 広域消防
【想定】大規模商業施設等の損壊、火災、爆発等		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
②大規模商業施設等における業務継続体制の強化 ・市内大規模商業施設のBCP(業務継続計画)の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発を図る必要がある。 ・各商業施設ごと消防計画に基づいた訓練を行う必要がある。	②大規模商業施設等における業務継続体制の強化 ・市内大規模商業施設のBCP(業務継続計画)の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発を図る。 ・各商業施設ごと防災訓練等の普及啓発を図る。	商工業振興課 広域消防
【推進する事業】 ■各企業及び大規模商業施設のBCPの策定促進 ■各企業及び大規模商業施設ごとの防災訓練		

最悪の事態 5-2 「農業の停滞」

【想定】農業施設の倒壊等により、長期にわたって生産活動等が停滞する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①農林業生産基盤の耐震化、老朽化対策 ・農業協同組合等と連携し、集荷施設や荷捌所など、生産基盤の耐震化を推進する必要がある。 ・県営ほ場整備事業を、計画に基づき進めていく必要がある。	①農林業生産基盤の耐震化、老朽化対策 ・農業協同組合等と連携し、集荷施設や荷捌所など、生産基盤の耐震化を推進する。 ・県営ほ場整備事業を、計画に基づき進めていく。	農業振興課 農林整備課

【重要業績評価指標】		
■ 県営ほ場整備事業の計画的な実施		
【推進する事業】		
■ 農地集積加速化基盤整備事業	■ 農地中間管理機構関連農地整備事業	■ 戦略作物生産拡大基盤整備促進事業
■ 農地耕作条件改善事業	■ 中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業	

最悪の事態 5-3 「商工業、観光業等の停滞」

【想定】 商工業施設、観光施設の倒壊等により、長期にわたって商工業・観光活動が停滞する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
① 商工業施設、観光施設等の耐震化 ・ 商工会議所及び施設管理者等と連携し、商工業施設、観光施設等の耐震化を促進する必要がある。 ・ 被災後の事業の早期復旧と経営再建に関する講習会等を開催できるよう事前の準備を計画する必要がある。	① 商工業施設、観光施設等の耐震化 ・ 商工会議所及び施設管理者等と連携し、商工業施設、観光施設等の耐震化を促進する。 ・ 被災後の事業の早期復旧と経営再建に関する講習会等を開催できるよう事前の準備を計画する。	観光振興課 商工業振興課
② 宿泊施設の耐震化の促進 ・ 宿泊施設の耐震化を促進し、宿泊客の安全を図る必要がある。	② 宿泊施設の耐震化の促進 ・ 宿泊施設の耐震化を促進し、宿泊客の安全を図る。	観光振興課
【推進する事業】 ■ 事業者等における被災後の事業の早期復旧と経営再建に関する講習会等の実施 ■ 宿泊施設の耐震化の促進		

目標 6 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6-1 「ため池、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生」

【想定】ため池が決壊する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①ため池ハザードマップの整備 ・防災重点ため池(下流に人家、公共施設等がある大規模なため池)について、県、ため池管理者、関係集落等と連携しながらハザードマップを作成し、地域住民に情報提供する必要がある。	①ため池ハザードマップの整備 ・防災重点ため池(下流に人家、公共施設等がある大規模なため池)について、県、ため池管理者、関係集落等と連携し、ワークショップ等開催しながらハザードマップを作成、周知する。	農林整備課
②農業用ため池の整備 ・老朽化等により漏水、クラック、断面変形などが認められるため池については、県、ため池管理者等と連携しながら補修、補強等を進める必要がある。	②農業用ため池の整備 ・老朽化等により漏水、クラック、断面変形などが認められるため池については、県、ため池管理者等と連携しながら補修、補強等を進める。	農林整備課
【想定】防災施設が損壊、または機能不全に陥る		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
再掲 1-2 ②河川関連施設の老朽化対策 ・河川関連施設は、洪水被害から市民の生命、財産を守るものであり、国、県と連携して、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。	再掲 1-2 ②河川関連施設の老朽化対策 ・河川関連施設について、国、県と連携して、老朽化対策を推進する。	道路河川課
【重要業績評価指標】 ■ため池ハザードマップの公表数 80地区(平成28年) →目標: 143地区(令和3年)		
【推進する事業】 ■農村地域防災減災事業 ■農業水利施設保全対策事業 ■農業水路等長寿命化・防災減災事業 ■かんがい排水事業 ■特定農業用管水路等特別対策事業		

最悪の事態 6-2 「農地・森林等の荒廃による被害の拡大」

【想定】農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①治山対策 ・集中豪雨等の発生頻度の増加により山地災害の発生リスクが高まっており、国や県では山地災害危険地区の周知と併せて、荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備を推進している。	①治山対策 ・荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備・促進を受け、山地災害危険地区を周知する。また山地災害危険地区内で崩壊の危険性が高い箇所については緊急予防治山事業や予防治山事業で対応する。	農林整備課
②農業・農村の多面的機能の確保 ・洪水や土砂災害の防止機能など、防災面においても農業、農村の多面的機能の確保は重要であり、中山間地域等での農業生産活動や農地、農業用施設の維持、保全活動を支援する必要がある。	②農業・農村の多面的機能の確保 ・農業、農村の多面的機能の確保のため、中山間地域等での農業生産活動や農地、農業用施設の維持、保全活動を支援する。	農林整備課
③農業水利施設の保全管理 ・基幹的農業水利施設のうち、詳細な診断を要するものについては、劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を推進する必要がある。	③農業水利施設の保全管理 ・基幹的農業水利施設(頭首工、用排水路等)のうち、詳細な診断を要するものについては、県、土地改良区等と協議し劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を推進する。	農林整備課
④森林整備 ・土砂災害や洪水、雪崩等の防止、緩和効果のある森林育成のため、森林経営計画に基づき、計画的な間伐等の整備を推進する必要がある。	④森林整備 ・土砂災害や洪水、雪崩等の防止、緩和効果のある森林育成のため、森林経営計画に基づき、計画的な間伐等の整備を推進する。	農林整備課
【重要業績評価指標】 ■農業・農村が有する多面的機能の維持活動に取り組んでいる組織数 1 3 7 組織（令和2年）→広域化を推進 ■人工林間伐面積 4 9 6 h a（令和3年）		
【推進する事業】 ■森林経営管理制度事業 ■多面的機能支払交付金事業 ■重点戦略作物作付等推進事業 ■農村地域防災減災事業 ■農業水利施設保全対策事業 ■農業水路等長寿命化・防災減災事業 ■かんがい排水事業 ■特定農業用管水路等特別対策事業 ■中山間地域等直接支払交付金事業 ■中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業		

目標 7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態 7-1 「災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態」

【想定】災害廃棄物処理が滞る		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①災害廃棄物処理等の協力体制の確認 ・災害が発生した場合、秋田県産業廃棄物協会等と締結した協定に基づき、災害廃棄物処理の協力が円滑に行われるよう、日頃から緊急時における連絡体制や業務遂行手順等を確認しておく必要がある。	①災害廃棄物処理等の協力体制の訓練 ・災害時に速やかな連携活動が展開できるよう協定を結んでいる関係機関と協力し、定期的実践を想定した防災訓練を実施する。	生活環境課
②災害廃棄物の処理体制の整備 ・災害廃棄物処理の具体的な対応及び迅速な処理体制を構築するため、「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の仮置き場候補となる土地を選定する必要がある。	②災害廃棄物の処理体制の整備 ・災害廃棄物処理の具体的な対応及び迅速な処理体制を構築するため、「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の仮置き場候補となる土地を選定、リスト化する。	生活環境課
【重要業績評価指標】 ■災害廃棄物処理計画 策定済み（令和元年）		

最悪の事態 7-2 「復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態」

【想定】災害時に建設事業者の協力が得られない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①災害対応に不可欠な建設業との連携 ・本市では、災害時の迅速な応急復旧に対応するため、大仙市建設業協会連合会、大曲仙北電気工事協同組合、大仙・美郷管工事組合と災害復旧協定を締結している。引き続き建設関係団体等との連携強化を図る必要がある。	①災害対応に不可欠な建設業との連携 ・引き続き、災害復旧協定を締結している建設関係団体等との連携強化を図る。	総合防災課

【想定】ボランティアの受け入れが円滑に進まない		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
②災害ボランティアセンターの設置・運営 ・大規模災害時に「災害ボランティアセンター」を迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会が策定した「災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアル」を随時改定する必要がある。 ・外国人に通訳を行うボランティアの登録を推進する必要がある。	②災害ボランティアセンターの設置・運営 ・大規模災害時に「災害ボランティアセンター」を迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会等と連携して「災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアル」を随時改定する。 ・災害時ボランティア団体の事前登録を推進する。 ・外国人に通訳を行うボランティアの登録を推進する。	社会福祉課 交流振興課
③災害ボランティアコーディネーターの養成 ・秋田県社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動をコーディネートする「災害ボランティアコーディネーター」の養成研修の受講を推進する必要がある。	③災害ボランティアコーディネーターの養成 ・秋田県社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動をコーディネートする「災害ボランティアコーディネーター」の養成研修の受講を推進する。	社会福祉課
【重要業績評価指標】 ■災害時における応急対策活動協力に関する協定 締結済み（平成22年） ■災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアル 策定済み→随時改定		

最悪の事態 7-3 「地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態」

【想定】災害時に地域コミュニティ機能が減退する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①市民一人ひとりの災害対応力・自助及び共助の向上 ・災害が発生すれば、行政による「公助」では一定の限界があるため、自分の身は自分で守るという「自助」や、地域住民同士がお互いに助け合うという「共助」の意識を向上し地域での取組みを促進する必要がある。	①市民一人ひとりの災害対応力・自助及び共助の向上 ・災害が発生すれば、行政による「公助」では一定の限界があるため、自分の身は自分で守るという「自助」や、地域住民同士がお互いに助け合うという「共助」の意識を向上し地域での取組みを促進する。	総合防災課
②防災組織の強化・活性化 ・地域の防災力を向上させるため、地域防災リーダーである防災士の活用、自主防災組織の活動を支援することにより組	②防災組織の強化・活性化 ・地域の防災力を向上させるため、地域防災リーダーである防災士の活用、自主防災組織の活動を支援することにより組	総合防災課

<p>織の活性化を図る必要がある。</p>	<p>織の活性化を図る。</p>	
<p>再掲 1-6-①自主防災活動の充実・強化 ・自助、共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の活動をさらに働きかける必要がある。</p>	<p>再掲 1-6-①自主防災活動の充実・強化 ・自助、共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の活動を働きかける。</p>	<p>総合防災課</p>
<p>再掲 2-3-②消防団への加入促進 ・減少傾向にある消防団員の確保のため、広報活動を行うとともに、加入促進を行う必要がある。また、消防団協力事業所及び消防団応援の店登録数の拡充を継続して促進する必要がある。</p>	<p>再掲 2-3-②消防団への加入促進 ・消防団員の確保のため、広報活動を行うとともに、更なる加入促進を図る。また、消防団協力事業所及び消防団応援の店登録数の拡充を継続して継続して促進する。</p>	
<p>【重要業績評価指標】 ■自主防災組織率 91.6%（令和5年）→随時拡充 ■消防団員数の条例定数充足率 77.3%（令和4年）→随時拡充 ■消防団協力事業所数 24事業所（令和5年）→随時拡充 ■消防団応援の店事業所数 48事業所（令和5年）→随時拡充</p>		

目標 8 新たな感染症等が発生しても、感染対策を徹底し社会活動を停滞させない

最悪の事態 8-1 「市の行政機能が機能不全に陥る」

【想定】市役所職員及び家族等が感染症に感染し、行政機能が停滞する。		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①業務継続体制の見直し ・市役所職員及び家族等が感染症に感染した場合、該当職員が所属する部局の閉鎖・消毒、関係職員の勤務停止等により業務を行う機能・能力が大幅に低下するため、対策を講じる必要がある。	①業務継続体制の見直し ・停滞なく業務を行うため、各部局ごとの業務継続計画（BCP）の見直しを行う。 ・感染者（疑いを含む。）発生に基づく出勤基準等を整備する。	総務課 総合防災課 各部局
②職員・庁舎等での感染対策 ・感染予防のため職員の健康管理を行うとともに、庁舎等での衛生管理を徹底する必要がある。	②職員・庁舎等での感染対策 ・感染予防のため職員の健康管理を行うとともに、庁舎等において定期的な施設の消毒等の衛生管理を徹底する。	総合防災課 各部局
③庁舎機能の移転 ・職員が感染した場合、該当施設の消毒及び施設閉鎖に伴う代替施設への機能移転及び代替職員を配置する必要がある。	③庁舎機能の移転 ・職員が感染した場合、該当施設の消毒及び施設閉鎖に伴う代替施設への機能移転及び代替職員の指定を準備する。	総務課 総合防災課 各部局
【想定】小・中学校等で集団感染が発生する。		
④小学校・中学校等での感染対策 ・小学校・中学校等での集団感染を未然に防ぐため、生徒及び職員等の健康状態を確認する必要がある。また、マスク、消毒液、体温計等の衛生資材を配布する必要がある。 ・感染拡大を防止するため、感染児童・生徒（濃厚接触者等を含む）が所属する学校の時宜に即した消毒・臨時休校の処置を実施する必要がある。	④小学校・中学校等での感染対策 ・小学校・中学校等での集団感染を未然に防ぐため、生徒及び職員等の健康状態の継続的な確認を準備する。 ・感染予防のためマスク、消毒液、体温計等の衛生資材の先行的な配布を準備する。 ・保健所及び関係機関等と連携し、消毒、臨時休校の処置を準備する。	総合防災課 教育指導課

最悪の事態 8-2 「感染者が多数発生し、医療崩壊が発生する」

【想定】市内において感染者が多数発生する		
脆弱性の評価結果等	最悪の事態を回避するための推進方針	担当部局
①感染予防・早期受診（検査）を促進する情報の発信 ・感染予防に関する注意喚起、早期受診（検査）を促すとともに、正しい情報を市民に浸透させるため、HP・SNS、広報誌等様々な媒体を利用して、速やかに情報を発信する必要がある。	①感染予防・早期受診（検査）を促進する情報の発信 ・感染予防に関する注意喚起、早期受診（検査）を促すとともに、正しい情報を市民に浸透させるため、HP・SNS等による情報の発信を実施する。 ・広報紙、緊急広報等の全戸配布により、漏れの無い情報発信を準備する。 ・IT情報へのアクセスが難しい高齢者等への情報伝達手段として防災ラジオの活用や広報誌、緊急広報等による全戸配布、日本語を母国語としない方への「やさしい日本語」や多言語での表記など、漏れの無い情報発信を実施する。	総合防災課 広報公聴課
②感染予防資材の配布 ・高齢者・妊婦等要配慮者への感染を防止するため、マスク等の衛生資材を優先的に配布する必要がある。	②感染予防資材の配布 ・高齢者・妊婦等要配慮者への感染を防止するため、マスク等衛生資材の優先的配布を実施する。	総合防災課
③感染症仮設診療所等の設置 ・感染症が発生した際、多くの市民が早期に受診又は検査を受けられるよう感染症仮設診療所等を設置する必要がある。	③感染症仮設診療所等の設置 ・感染症が発生した際、多くの市民が早期に受診または検査を受けられるよう、県及び関係医療機関等と調整し感染症仮設診療所等を設置する。	健康増進センター
④感染対策に関する調査及び対処要領の確立 ・適時適切な感染対策を行うために、サーベイランスにより感染状況を把握分析し、感染対策を実施していく必要がある。	④感染対策に関する調査及び対処要領の確立 ・地域別、年代別感染者、感染規模、発生段階、重症度段階等に関する感染情報の収集・分析を実施する。 ・自宅待機者、入院者、死亡者に関する情報収集を実施する。 ・感染段階に応じた対策を「大崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき実施する。	総合防災課 健康増進センター
⑤相談窓口等の設置 ・多くの市民が感染拡大に対する不安を抱えている状況が予想されるため不安を軽減できるよう体制を整備する必要がある。	⑤相談窓口等の設置 ・市民からの不安や質問に対応するコールセンター・相談窓口等を設置し、相談対応及びカウンセリング等を実施する。	総合防災課 健康増進センター

<p>再掲 2-6-⑤衛生資材等の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地で伝染病等(感染症感染含む)を予防するため、消毒液、マスク、ガウン等の衛生資材を事前に準備(備蓄)しておく必要がある。 ・感染予防のための、避難所開設資材の計画的な取得・備蓄を推進する必要がある。 	<p>再掲 2-6-⑤衛生資材等の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝染病等(感染症感染含む)を予防するため、消毒液、マスク、ガウン等の衛生資材を計画的な備蓄を推進する。 ・感染予防のために、パーテーション、ダンボールベッド等資材の計画的な備蓄を推進する。 	<p>総合防災課 健康増進センター</p>
--	---	---------------------------

最悪の事態 8-3 「感染症が拡大し、市民生活が混乱する。」

<p>【想定】公共施設・商業施設等の利用を通じ、感染が拡大する。</p>		
<p>脆弱性の評価結果等</p>	<p>最悪の事態を回避するための推進方針</p>	<p>担当部局</p>
<p>①公共施設等での感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等での集団感染を未然に防ぐため、職員及び利用者の健康状態を確認する必要がある。また、消毒、マスクの着用等、感染予防を徹底する必要がある。 ・市が保有・管理する体育館、公民館、図書館、温泉宿泊施設等は、不特定多数の人が集まり感染の可能性が高まるため施設の利用を制限する必要がある。 	<p>①公共施設等での感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等での集団感染を未然に防ぐため、職員等の健康状態を把握するとともに施設利用者の健康状態の確認を実施する。また施設利用者に対し手指消毒、マスク着用等について指導する。 ・感染防止の観点から、市が保有・管理する体育館、公民館、図書館、温泉宿泊施設等の利用制限を実施する。 	<p>生涯学習課 観光振興課</p>
<p>②商業施設等への協力依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び県の各種施策と連携し、感染予防処置等に関してスーパーマーケット・ホームセンター等の各事業者に協力を呼びかける必要がある。 	<p>②商業施設等への協力依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び県の各種施策と連携し、個別訪問・文書配布等によりスーパーマーケット・ホームセンター等の各事業者に感染予防に関する協力を依頼する。 	<p>商工業振興課</p>
<p>【想定】感染症の影響により、経済活動が停滞する</p>		
<p>③経済対策等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の影響により、収入が減少し経済的に困窮した世帯の救済、停滞した企業・商業活動を活性化させるため、各種施策を実施する必要がある。 	<p>③経済対策等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の影響により、収入が減少し経済的に困窮した世帯の救済、停滞した企業・商業活動を活性化させるため、国・県と連携し各種施策を実施する。 	<p>財政課 総合政策課</p>
<p>【推進する事業】</p> <p>■衛生資材等の備蓄</p>		